

文化財保存活用地域計画 PR コンテンツ ディレクション・制作等業務委託 業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものに含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

文化財保存活用地域計画 PR コンテンツ ディレクション・制作等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課及びその他、委託者の指定する場所

4 業務の目的

「横浜市文化財保存活用地域計画」（計画期間：令和6～11年度）（以下、「計画」という。）で目指す、「多様な主体がともに連携しながら、文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化を次世代へ継承する」ことを実現するため、市民に計画を通じて「文化財を身近に感じること」「HPで調べてみたい・文化財を見に行ってみてみたい等、興味関心を持ってもらうこと」、そして「自分が文化財に対してできることは何かを考えてもらうこと」「ひとりひとりが文化財の保存活用の主体となってもらうこと」を目的として、計画推進に係るディレクション及び動画の作成等のPRコンテンツ制作について委託します。

【参考】横浜市HP「横浜市文化財保存活用地域計画について」

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/bunkazai/keikaku.html>)

HPに掲載されている「横浜市文化財保存活用地域計画（原案）」及び「横浜市文化財保存活用地域計画（原案）（概要版）」を参照

※令和6年7月文化庁認定予定。

契約後に作成するコンテンツは、認定を受けた内容で制作するようご注意ください。

5 事業実施の背景

(1) 計画の策定する必要性について

横浜の歴史といえば、「開港」のイメージが先立ちますが、実際には、先史時代から現代に受け継がれてきた有形・無形の幅広い時代の文化財が所在しています。

これらの文化財は、横浜市がこれまでおかれてきた長い歴史の中で生まれ、地域の人々に育まれながら、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。これらの文化財は、地域の歴史や文化を正しく理解する上で欠くことができないもので、将来における文化の向上の基礎となるものです。

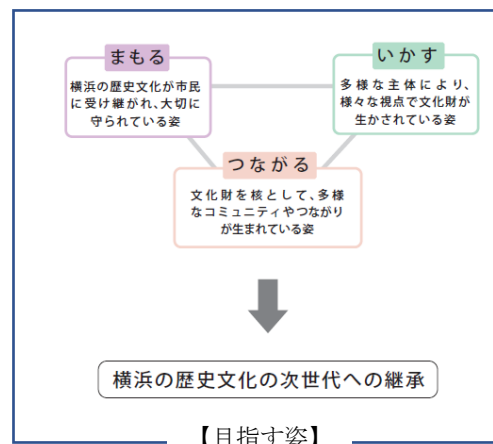
しかしながら、高齢化や社会状況の変化の中で、文化財の継承が難しくなっており、国では平成30年に文化財保護法を一部改正し、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことが求められるようになりました。

横浜市でも、このような変化に対応するため、文化財の保存・活用に関する初めての総合計画

となる「横浜市文化財保存活用地域計画」を策定します。そして、策定を契機に、文化財の保存・活用に関する課題や方向性を、文化財の所有者はじめ、行政、市民の皆様、関係団体、専門機関等と共有し、ともに連携しながら取り組むとともに、子供から大人まで幅広い世代の市民の皆様、横浜の歴史に触れていただく機会や参画の機会が増え、これまで受け継がれてきた横浜の歴史文化を、地域社会総がかりで、次世代に継承していくことを目指していきます。

(2) 計画の目指す姿、構成について

計画では、文化財の「保存」と「活用」が対立するものではなく、相互に効果を及ぼしながら好循環を実現することを基本的な考えとし、「まもる」、「いかす」、「つながる」の3つの姿を目指す姿として設定しています。この3つの姿の実現に向けて、3つの方針に基づく12の施策を展開していくとともに、横浜の歴史文化の特徴から、市域の文化財を9つのストーリーと4つの区域によって一体的に捉え、横浜の歴史文化の魅力や価値をさらに高めるための取組を進めていきます。



また課題として、「市民や来訪者が文化財に触れ、親しみを感じる機会の創出」や「広報媒体や各種SNS等の活用や計画的な発信等により、文化財に関する情報を国内外問わず効果的に発信していくことが必要」としていることから、今回の業務委託をすることとします。

6 業務の概要

PRコンテンツは、計画の内容を踏まえて作成し、計画期間（令和6～11年度）中の使用を前提としたものとする。具体的な委託内容は以下のとおりですが、動画の作成等の詳細な内容については、横浜市と協議のうえ決定します。

(1) 計画推進に係るディレクションに関すること

計画推進に係るディレクションとは、(2)以降に記載する各項目を総合的に活用したもので、計画期間中の計画推進に係る構成及び広報計画の作成を含むものとする。

(2) キービジュアル制作

計画の趣旨を踏まえ、内容を分かりやすく伝えるため、キービジュアルをデザイン制作する。本キービジュアルには、計画の内容を分かりやすく伝えるためのイメージ及びキャッチコピーを作成し、要素として組み入れることとする。

ア 想定される使用方法

PR動画、デジタルサイネージ、市Webページ、SNS、ポスター、チラシ、壁面展示（屋内）など

イ 仕様

- ・制作数 2種（同様のデザインで、横型・縦型の2種）
- ・版型 A1サイズ
- ・印刷 片面印刷（カラー4色（特色使用不可）。モノクロ印刷でも読みやすい配色にすること）

ウ その他

- ・デザイン提案は2案程度として、それぞれ考え方を説明すること。
- ・提案した候補案については、必要に応じて3回程度校正を行うこと。
- ・制作したデザイン（イメージおよびキャッチコピー）の使用ガイドラインを作成すること。

(3) PR 動画制作

計画の趣旨を踏まえ、文化財に詳しくない・あまり興味のない方にも、「文化財が面白そうに感じる」「文化財についてもっと知りたい、文化財を実際に見に行きたい等のアクションにつながる」、「計画内容について市民等に分かりやすく伝わる」動画を制作する。

以下の2種類の動画を作成する。（動画本数については各1本程度）

① 長尺動画

計画の内容を詳しく説明した動画。計画に記載されている関連文化財群9つのストーリー及び文化財保存活用区域4区域については触れること。

ア 想定される使用方法

講演会での放映、施設のモニターでの放映、市Webページへの掲載など

イ 仕様

動画尺 3分程度 ※動画尺については、契約後に委託者と協議のうえ決定する。

解像度 1920×1080

アスペクト比 16：9

ファイル形式 MPEG4、WMV 形式、DVD-Video 形式

字幕 内容により協議

② 短尺動画

ア 想定される使用方法

SNS、デジタルサイネージ、市Webページへの掲載など

イ 仕様

- ・SNS等用

動画尺 15秒程度

解像度 1920×1080

アスペクト比 16：9

ファイル形式 MPEG4、WMV 形式、DVD-Video 形式

字幕 あり

- ・デジタルサイネージ用

動画尺 15秒程度

解像度 1080×1920（縦型）（2Kフルハイビジョン画質）

アスペクト比 16：9

ファイル形式 MPEG4、WMV 形式

字幕 内容により協議

※画面サイズ 49インチ縦型（有効寸法縦1,073mm×横604mm）

※音声なし

(動画に関する共通事項)

- ・声優や資料を手配する場合には、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。
- ・声優、BGM等用の音楽素材が必要な場合には、著作権等に係る調整を行い、動画上映・頒布の同意を得ること。
- ・BGM等用の音楽素材の使用に関しては、オリジナル又はフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受託者が手続きを行うこと。
- ・文化財の取材・撮影等をする場合は、委託者に相談のうえ、委託者からの指示があれば必要な手続きを受託者が行うこと。
- ・動画制作にあたっては、校正を4回程度行うこと。

(4) 留意事項

- ア 委託契約期間内で業務が完了するよう、まず委託業務のスケジュールを委託者がたてる。スケジュールを作成し内容について、本市と協議、承認を受けること。その後はスケジュールに基づき業務を進め、進行管理として、効果的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（本市への状況報告等）を徹底すること。
- イ 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・28条に規定する権利を含む）、利用権は横浜市に帰属するものとする。また、横浜市と横浜市が指定する第三者に著作人格権は行使しない。成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用検討に際して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ウ 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたいときは、横浜市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、横浜市に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければならない。
- エ 横浜市は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- オ この仕様書について、疑義が生じたいとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は横浜市と協議を行うこと。
- カ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、横浜市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

7 ねらい

- ・計画策定は、「貴重な文化財を守り、それらを次世代に継承すること」を主たる目的としています。その目的を達成するために、文化財に詳しくない・あまり興味のない方にも広く伝わるよう、動画等のコンテンツに目を留め、共感を得ることが大切です。
- ・PRコンテンツを見た者が、「文化財」に意識を向け、「文化財保存活用地域計画」、横浜市の「文化財」を認知するための導入として使用します。
- ・「自分の地域にどんな文化財があるんだろう」と疑問・関心を持ち、「文化財、見に行ってみた

い」「博物館に行ってみたい」と行動につながり、ゆくゆくは「参加したい、応援したい」等とひとりひとりが文化財の保存活用の主体となることを狙っています。

8 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書（打合せ記録簿） 電子データ
- (2) 6で制作したPRコンテンツ及び委託者から指示があった素材等を、DVD等の磁気媒体に格納提出。なお、電子データのファイル形式は原則として6で定めたとおりとするが、必要があれば別途協議の上決定する。

DVD等の磁気媒体1つ（電子データを格納）

- (3) その他、委託者が必要と認めるもの 一式

※提出先は、いずれも横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課とする。

9 注意事項

- (1) 「横浜市文化財保存活用地域計画」令和6年7月文化庁認定予定です。契約後に作成するコンテンツは、認定を受けた内容で制作するよう注意すること。
- (2) カラーユニバーサルデザイン（色のコントラスト）や文字フォント等、横浜市健康福祉局「わかりやすい印刷物のつくり方」に基づき、誰にでもわかりやすいコンテンツにすること。
- (3) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を厳守すること。
- (4) 受託者は本業務中に生じた事故に対しての責任を負い、損失の補償請求があった場合は、受託者の責任において一切の処理を行うものとする。また、発生原因・経過・被害等の内容を速やかに委託者に報告しなければならない。
- (5) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、委託者に帰属する。また、成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属する。なお、納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。
- (6) 本業務の実施にあたり、委託者より貸与したデータについては、受託者は責任を持ってこれを管理し、汚損・紛失等の無いよう取り扱いには万全の注意を払うこと。また、受託者は貸与された資料の重要性を認識し、個人情報保護の観点から情報の流出には十分留意し、常に貸与資料の管理状況を明らかにしておくこと。
- (7) 本業務の実施に伴い作成した成果物について、受託者は委託者の許可なく、他の複製・公表・貸与してはならない。
- (8) 本業務の実施にあたり、関係法令および本仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と別途協議し、委託者の指示に従うものとする。